WTO 及び日豪 EPA など重要農産物の貿易交渉に関する意見書

北海道の農業は、安全・安心で良質な食糧の安定供給をはじめ、国土や環境の保全、地域経済の活性化など多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている。こうした中で、農産物の貿易ルールなどを決めるWTO農業交渉や日豪EPA交渉が進められており、北海道経済の柱である農業に大きな打撃を与えることが危惧され、危機感を募らせている。

本年2月から交渉が再開されたWTO農業交渉も、米国政府が議会に付与されたEPA(防易交渉権限)期限の6月末の大筋合意に向け、農業交渉のファルコナー議長が新たな提案を示すなど、交渉が急転に進展する可能性が高まっている。我が国の食糧自給率は40%と食糧の大半を海外に依存している現状の中で、上限関税の設定などは国内の国内農業生産や国民の命や暮らしに直結する重要課題であり、断じて認めることはできない。

また、日豪EPA交渉においても、本道の重要農産物である米や小麦、乳製品、 牛肉、砂糖などの関税が撤廃されれば、農業はもとより関連産業と雇用、さらに は地域経済全体に甚大な打撃を与えることは必至で、その影響は約1兆4千億 円のにも及ぶと試算されている。

このため、WTO農業交渉及び日豪EPA交渉に当たっては、農業・農村が果たす多面的機能の発揮や食糧主権の確保、本道の農業・農村をはじめ地域経済や雇用に打撃を与えることのないよう、次の事項について強く要望する。

記

Ⅰ.WTO農業交渉について

- (1) WTO農業交渉においては、農業・農村が果たす多面的機能の発揮や食糧主権の確保を図るため、各国が多様な農業の共生。共存できる農業モダリティを実現するよう確固たる交渉姿勢で臨むこと。
- (2)上限関税の設定には断固反対するとともに、重要品目については各国の 裁量が発揮できるよう十分な数を確保し、本道の重要品目である米や小 麦、でん粉、雑豆、砂糖、乳製品などに係わる適切な国境措置を堅持す

ること。

(3)国内農業の維持を可能とする関税率水準の設定や関税割当、国家貿易体制の堅持、特別セーフガードの維持などの国境措置を確保すること。 また、「緑の政策」の要件緩和など国内支持政策に関する適切な規律を 確保すること。

Ⅱ. 日豪EPA交渉について

日豪EPA交渉においては、米や麦、牛肉、乳製品、砂糖などの本道の重要農 畜産物を関税撤廃の対象から除外すること。

なお、衆・参農林水産委員会の決議を踏まえ「交渉中断」を含めた毅然たる態度で臨むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年6月21日

名 寄 市 議 会